

令和8年度 市民税・県民税申告の手引

■申告をしなければならない人

- 令和8年1月1日現在、西脇市に居住している人で
 - 令和7年（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。以下同じ。）中に所得のあった人
 - 給与所得者又は公的年金収入のある人で
 - 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されない人
 - 雑損、医療費控除等を受けようとする人
 - 令和7年の途中で退職した人
 - 給与を2か所以上からもらっている人
 - 給与、公的年金以外の所得（営業・農業・不動産など）があった人
（給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人又は年金所得者で公的年金の収入が400万円以下かつ公的年金以外の所得が20万円以下の方は、**確定申告の必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。**）
- 収入がなかった人でも国民健康保険税、介護保険料等の算定資料となる場合がありますので、申告書にその旨を記載し提出してください。

■申告をしなくてもよい人

- 所得税の確定申告書を提出される人又はされた人
- 令和7年中の所得が給与所得のみで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されており、他に控除の必要のない人
- 令和7年中の所得が公的年金のみで、公的年金の支払者から市役所へ公的年金支払報告書が提出されており、他に控除の必要のない人
- 税法上の扶養になっている人

■申告期間

令和8年2月16日（月）～3月16日（月）

■申告に必要なもの

- マイナンバーカード、又は通知カードと身分証明書
- 所得のわかるもの
 - 給与・公的年金等の源泉徴収票
 - 事業所得、不動産所得のある方は収支内訳書（事前に作成の上、御持参ください。）
- 所得控除のわかるもの
 - 国民年金等の社会保険料の支払証明書
 - 生命保険・地震保険などの支払証明書
 - 医療費控除を受ける人は、**医療費控除の明細書【内訳書】**

■市県民税及び森林環境税の計算方法

- 均等割・・・市内に住所、家屋敷、事業所等がある人に一律にかかる税金です。
市民税 3,000円 県民税 1,800円 計 4,800円
- 森林環境税・・・国内に住所のある個人に対して課税される国税です。
一人年額 1,000円
- 所得割・・・前年の年間所得に応じて負担していただく税金です。前年中の所得金額をもとに次のように計算します。
 - 所得金額の計算 $収入金額 - 必要経費 = 所得金額$
↓
所得の種類ごとに、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算します。
 - 課税標準額の計算 $所得金額 - 所得控除額 = 課税標準額$
↓
①で算出した所得金額から各種所得控除額を差し引いて課税標準額を計算します。
 - 所得割額の計算 $課税標準額 \times 税率 - 調整控除 - 税額控除 = 税額控除後所得割額$
 $税額控除後所得割額 - 配当割額 \cdot 株式等譲渡所得割額 = 所得割額$
②で算出した課税標準額に税率を乗じ、調整控除（所得税と市県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する控除）を差し引き、さらに税額控除がある場合は、それを差し引き税額控除後所得割額を計算します。その後、配当金・株式等譲渡の際に源泉徴収されている方はその額を控除し精算します。

(1) 所得金額の計算

所得割の計算の基礎は所得金額です。この場合の所得の種類は、所得税と同様で、その金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引くことによって計算します。

種類	内容	所得金額の計算方法
事業	営業・自由業又は農業から生じる所得	収入金額－必要経費
不動産	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
利子	公・社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配当	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
給与	サラリーマンの給与など	給与収入－給与所得控除額 ※所得の計算方法は4ページの給与所得の求め方を参照してください。
雑	①公的年金等 ②原稿料、講演料、インターネットなどを利用した個人取引などの副業による所得 ③個人年金など他の所得に当てはまらない所得	次の①、②及び③の合計額 ①公的年金等収入金額－公的年金等控除額 ※所得の計算方法は4ページの公的年金等の所得の求め方を参照してください。 ② 副業による収入金額－必要経費 ③ ①②を除く雑所得の収入金額－必要経費
総合譲渡	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額 (50万円以内)
一時	懸賞金、生命保険金の満期金など継続性のない一時的な所得	収入金額－必要経費－特別控除 (50万円以内)

(2) 所得控除

納税者の実情に応じた税負担を求めるために、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気、災害等による臨時的な出費があるかどうかなどの個人的事情を考慮して、所得金額から次の金額を差し引くことができます。

<p>社会保険料控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民健康保険税、国民年金、介護保険、後期高齢者医療などの保険料を令和7年中に支払った場合 (控除額) 支払った全額が控除されます。(年金天引きの社会保険料は、本人の申告でのみ控除できます。) ※国民年金保険料の支払金額について控除を受ける場合には、証明書の添付又は提示が必要です。</p>				
<p>小規模企業共済等掛金控除 令和7年中に支払った小規模企業共済の掛金又は心身障害者扶養共済の掛金、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金がある場合 (控除額) 支払った全額が控除されます。控除を受ける場合には、証明書の添付又は提示が必要です。</p>				
<p>生命保険料控除 あなたが令和7年中に一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料を支払った場合</p> <p>(1) 新契約に基づく控除 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に基づくもの) (控除額) 支払った保険料等が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12,000円以下の場合 …………… 支払った保険料の全額 ・ 12,001円～ 32,000円までの場合 …………… 支払った保険料×1/2+ 6,000円 ・ 32,001円～ 56,000円までの場合 …………… 支払った保険料×1/4+14,000円 ・ 56,001円以上の場合 …………… 28,000円 <p>(2) 旧契約に基づく控除 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づくもの) (控除額) 支払った保険料等が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15,000円以下の場合 …………… 支払った保険料の全額 ・ 15,001円～ 40,000円までの場合 …………… 支払った保険料×1/2+ 7,500円 ・ 40,001円～ 70,000円までの場合 …………… 支払った保険料×1/4+17,500円 ・ 70,001円以上の場合 …………… 35,000円 <p>(3) 一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料に分類される3種類の契約について、それぞれ上の計算式により算出した控除額が控除できます。各限度額は、新契約のみの場合 28,000円、新契約と旧契約の両方を適用する場合 28,000円、旧契約のみの場合 35,000円です(介護医療保険料は新契約のみとなります。)。さらに、最大で3つの各限度額を合計した金額(70,000円を超える場合は70,000円)が合計の控除限度額となります。</p>				
一般生命	新保険料を上記の新契約に基づく控除額で計算	(A) (最高28,000円) 円	(A+B)の計	(C) (最高28,000円) 円
	旧保険料を上記の旧契約に基づく控除額で計算	(B) (最高35,000円) 円	(B)と(C)のいずれか大きい金額	(D) 円
個人年金	新保険料を上記の新契約に基づく控除額で計算	(E) (最高28,000円) 円	(D+E)の計	(F) (最高28,000円) 円
	旧保険料を上記の旧契約に基づく控除額で計算	(F) (最高35,000円) 円	(F)と(G)のいずれか大きい金額	(G) 円
介護医療	保険料を上記の新契約に基づく控除額で計算	(G) (最高28,000円) 円	(H) 円	(H) 円
【生命保険料控除の計算方法】 ○の金額を申告書の④に転記してください。→		生命保険料控除額の合計 (最高70,000円)	(I) 円	(I) 円

<p>地震保険料控除 あなたが令和7年中に次に掲げる保険料又は掛金を支払った場合</p> <p>(1) 地震保険料 あなたや、あなたの配偶者その他親族の有する居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を直接又は間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額を補填する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合 (控除額) 支払った保険料又は掛金の1/2 限度額25,000円</p> <p>(2) 旧長期損害保険料 あなたや、あなたの配偶者その他の親族の有する家屋又は生活用動産を保険又は共済の目的とする損害保険契約等又はこれらの人を被保険者とする傷害保険契約の保険料等を支払った場合。ただし、平成18年12月31日までに締結したもので、保険期間等が10年以上の契約で、満期返戻金などの特約があるものに限り、 (控除額) 支払った保険料等が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5,000円以下の場合 …………… 支払った保険料の全額 ・ 5,001円～15,000円までの場合 …………… 支払った保険料×1/2+2,500円 ・ 15,001円以上の場合 ……………10,000円 <p>(3) 地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 (控除額) (1)+(2) 限度額25,000円</p>																							
<p>寡婦控除 あなたが次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (ひとり親に該当する場合を除く。) (控除額) 26万円</p> <p>(1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で次の①～③のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 扶養親族を有する ② 合計所得金額が 500万円以下 ③ 事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと <p>(2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で上記の②、③のいずれにも該当する人</p>																							
<p>ひとり親控除 あなたがひとり親 (現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の不明な人) で次の(1)～(3)のいずれにも該当する場合 (控除額) 30万円</p> <p>(1) 総所得金額等の合計額が58万円以下の生計を一にする子を有する</p> <p>(2) 合計所得金額が 500万円以下</p> <p>(3) 事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと</p>																							
<p>勤労学生控除 あなたが学生・生徒で給与所得などの勤労による所得を有し、令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、しかも不動産・利子・配当などの勤労によらない所得が10万円以下である場合 (控除額) 26万円</p>																							
<p>障害者控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族 (同一生計配偶者、扶養控除の対象となる親族) が障害者である場合 (控除額) 障害者1人につき26万円 (特別障害者は1人につき30万円) (特別障害者が同居特別障害者に該当する場合、特別障害者30万円に23万円加算)</p>																							
<p>配偶者控除 あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の各種所得の合計額が58万円以下で、あなたの合計所得金額に応じて所得より控除します。ただし、あなたの所得が1,000万円を超える場合は適用できません。 (控除額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除の種類</th> <th colspan="4">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者 (昭和31年1月2日以降生まれ)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 (昭和31年1月1日以前生まれ)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>					控除の種類	あなたの合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	控除対象配偶者 (昭和31年1月2日以降生まれ)	33万円	22万円	11万円	適用なし	老人控除対象配偶者 (昭和31年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円	適用なし
控除の種類	あなたの合計所得金額																						
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																			
控除対象配偶者 (昭和31年1月2日以降生まれ)	33万円	22万円	11万円	適用なし																			
老人控除対象配偶者 (昭和31年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円	適用なし																			
<p>配偶者特別控除 あなたと生計を一にする配偶者を有し、配偶者の合計所得金額が58万円超から133万円以下の場合、あなたの合計所得金額に応じて所得から差し引くことができます。ただし、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。 (控除額) 4ページの配偶者特別控除の早見表を参照してください。</p>																							
<p>扶養控除 令和7年12月31日現在で、あなたと生計を一にする親族 (配偶者を除く) のうち令和7年中の各種所得金額の合計額が58万円以下の扶養親族がある場合 (控除額) ① 扶養親族1人につき33万円 (平成22年1月1日以前に生まれた人) ② 特定扶養親族1人につき45万円 (平成15年1月2日から平成19年1月1日の間に生まれた人) ③ 老人扶養親族1人につき38万円 (昭和31年1月1日以前に生まれた人) ④ 同居老親等扶養親族1人につき45万円 (老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属 (父母・祖父母等) で、あなたやあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人) ※16歳未満 (平成22年1月2日以降生まれ) の扶養親族は、扶養控除の対象となりません。</p>																							
<p>特定親族特別控除 令和7年12月31日現在で、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満 (平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ) の親族等 (配偶者及び青色事業専従者等を除く) で、合計所得金額が58万円超123万円以下の特定親族がある場合 (控除額) 4ページの特定親族特別控除の早見表を参照してください。</p>																							
<p>基礎控除 あなたの合計所得が2,500万円以下である場合、あなたの合計所得金額に応じて所得から差し引くことができます。 (控除額) ① あなたの合計所得金額が2,400万円以下の場合 43万円 ② あなたの合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 29万円 ③ あなたの合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 15万円 ④ あなたの合計所得金額が2,500万円超 0円</p>																							
<p>雑損控除 資産 (家具、家財道具、現金など) が、天災・火災・盗難・横領などによって損害を受けた場合。対象となる範囲は、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族で令和7年中の各種所得の合計額が58万円以下の方の資産です。 (控除額) 次のいずれかの多い金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (損失の金額－保険等により補填された金額)－総所得金額等の合計額の10% ② (災害関連支出の金額－保険等により補填された額)－5万円 																							

<p>医療費控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和7年中に支払った治療費又は治療に必要な医療費があった場合（※医療費控除の明細書を作成のうえ添付が必要です。）</p> <p>（控除額）（支払った医療費－保険等により補填された金額）－総所得金額等の合計額の5%（10万円限度）</p> <p>※控除限度額 200万円</p> <p>○医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族がスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合、従来の医療費控除と選択制により、次の算式による控除を受けることができます。</p> <p>（控除額） 特定一般用医薬品等購入－保険等により補填された金額－12,000円 ※控除限度額88,000円</p>

(3) 所得金額調整控除

次の①又は②に該当する場合、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

① 給与収入金額が850万円を超え次のイ～ハのいずれかに該当する場合

- イ あなたが特別障害者に該当する
 - ロ 23歳未満（平成15年1月2日以降生まれ）の扶養親族を有する
 - ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- （控除額） {給与等の収入金額（上限1,000万円）－850万円}×10%

② 給与所得と公的年金所得があり、その所得金額の合計額が10万円を超える場合

（控除額） {給与所得（上限10万円）＋公的年金所得（上限10万円）}－10万円

※①、②の両方に該当する場合、①の控除後に②の金額を控除します。

(4) 所得割の税率

一律10%（市民税6%・県民税4%）の税率が適用されます。

●給与所得の求め方

給与収入合計額 A	給与所得金額
650,999円まで	0円
651,000円～1,899,999円	A－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	$\frac{(A-4)}{4} \times 4 \times 70\% - 80,000$ 円
3,600,000円～6,599,999円	$\frac{(A-4)}{4} \times 4 \times 80\% - 440,000$ 円
6,600,000円～8,499,999円	A×90%－1,100,000円
8,500,000円～	A－1,950,000円

※ (A÷4) の計算は千円未満の端数切り捨て

●公的年金等の所得の求め方（公的年金以外の所得が1,000万円以下の場合）

年齢区分	公的年金等の収入金額 A	所得金額の求め方
65歳以上の人 (S36.1.1以前生まれ)	0円～3,299,999円	A－1,100,000円（マイナスの場合は0円）
	3,300,000円～4,099,999円	A×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×95%－1,455,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円
65歳未満の人 (S36.1.2以降生まれ)	0円～1,299,999円	A－600,000円（マイナスの場合は0円）
	1,300,000円～4,099,999円	A×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×95%－1,455,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円

※小数点以下の端数切り捨て

●配偶者特別控除の早見表

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1千万円以下
	控 除 額		
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

●特定親族特別控除の早見表

特定親族の合計所得金額	控 除 額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

■地方税法等の改正が行われた場合、内容の一部が変更になることがありますので御了承ください。